

広島市告示（安芸区）第４９号
令和 ７ 年 ５ 月 １ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略